

別表 配分基礎単価
(介護施設等の開設準備経費等支援事業)

(1)介護施設等の施設開設準備経費等支援事業

ア 介護施設等の施設開設準備経費支援事業

1 区 分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
定員30名以上の広域型施設等 ※以下の範囲で都道府県知事が定める額			特別養護老人ホーム等の円滑な開所や既存施設の増床の際に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	1,120千円	定員数	
・介護老人保健施設			
・介護医療院			
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・養護老人ホーム			
・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	5,610千円	施設数	
・訪問看護ステーション（大規模化やサテライト型事業所の設置）			
定員29名以下の地域密着型施設等 ※以下の範囲で都道府県知事が定める額			
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	1,120千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。	
・小規模な介護老人保健施設			
・小規模な介護医療院			
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・認知症高齢者グループホーム			
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	18,800千円	施設数	
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所			
・都市型軽費老人ホーム	561千円	定員数	
・小規模な養護老人ホーム	561千円		
・施設内保育施設	5,610千円	施設数	

イ 介護施設等の大規模修繕の際にあわせて行う介護テクノロジーの導入支援

1 区 分	2 配分基礎単価	3 単位	4 対象経費
定員30名以上の広域型施設等	※以下の範囲で都道府県知事が定める額		特別養護老人ホーム等の大規模修繕の際にあわせて行う、介護テクノロジーの導入の際に必要な経費（令和2年4月14日老高発0414第1号・老振発0414第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長・振興課長通知「地域医療介護総合確保基金（介護従事者の確保に関する事業）における「管理者等に対する雇用管理改善方策普及・促進事業」の実施について」の別添1を準用する。）。）。
・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	561千円	定員数	
・介護老人保健施設			
・介護医療院			
・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・養護老人ホーム			
・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
定員29名以下の地域密着型施設等	※以下の範囲で都道府県知事が定める額		
・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室	561千円	定員数 ※小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、宿泊定員数とする。	
・小規模な介護老人保健施設			
・小規模な介護医療院			
・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・認知症高齢者グループホーム			
・小規模多機能型居宅介護事業所			
・看護小規模多機能型居宅介護事業所			
・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	9,310千円	施設数	
・都市型軽費老人ホーム	281千円	定員数	
・小規模な養護老人ホーム	281千円		
・施設内保育施設	2,810千円	施設数	
ウ 介護予防・健康づくりを行う介護予防拠点における防災意識啓発の取組に必要な経費			※以下の範囲で都道府県知事が定める額
・介護予防拠点	134千円	1か所	介護予防拠点において参加者の防災に対する意識の共有を図るために必要な需用費（印刷製本費・修繕料）、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む）、報酬、旅費、役務費（通信運搬費、広告料、手数料）又は委託料。

(2)定期借地権設定のための一時金の支援事業

1 区 分	2 配分基準	3 補助率	4 対象経費
【本体施設】 定員30名以上の広域型施設 ・特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・ケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・養護老人ホーム ・介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）	当該施設等を整備する用地に係る 国税局長が定める路線価（路線価 が定められていない地域において は、固定資産税評価額に国税局庁 が定める倍率を乗じた額等、都道 府県知事が定める合理的な方法に よる額）の2分の1	1／2	定期借地権設定に際して授 受される一時金であって、借 地代の前払いの性格を有する もの（当該一時金の授受によ り、定期借地権設定期間中の 全期間又は一部の期間の地代 の引き下げが行われていると 認められるもの）。
定員29名以下の地域密着型施設等 ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室 ・小規模な介護老人保健施設 ・小規模な介護医療院 ・小規模なケアハウス（特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの） ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・都市型軽費老人ホーム ・小規模な養護老人ホーム ・施設内保育施設 ・小規模な介護付きホーム（有料老人ホーム又はサービス付き高齢者向け住宅であって、特定施設入居者生活介護の指定を受けるもの）			
【合築・併設施設】 定員29名以下の地域密着型施設等 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・認知症対応型デイサービスセンター ・介護予防拠点 ・地域包括支援センター ・生活支援ハウス ・緊急ショートステイ			